

議案第10号

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和6年2月27日提出

加西市長 高橋 晴彦

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加西市国民健康保険税条例(昭和42年加西市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第21条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改める。

附則第14項の前の見出し並びに同項及び第15項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の加西市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(審議資料)

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第17号）の施行に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定基準を改正するもの。また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の、国民健康保険税を減免する規定を廃止するもの。

【概要】

(1) 国民健康保険税の課税限度額の改正

課税区分	現 行	改正案
基礎課税額（医療）分	65万円	65万円（現行のとおり）
後期高齢者支援金等課税額分	<u>22万円</u>	<u>24万円</u>
介護納付金課税額分	17万円	17万円（現行のとおり）
合計	<u>104万円</u>	<u>106万円</u>

(2) 軽減判定基準の改正

	現行	改正案
5割軽減	43万円 + <u>29万円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)	43万円 + <u>29.5万円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)
2割軽減	43万円 + <u>53.5万円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)	43万円 + <u>54.5万円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)